第5回教育委員会臨時会 案件表

日 時

令和6年11月26日(火)

議題

1 議 案

- (1) 議案第30号 令和6年度教育関係予算案(補正第2号)に関する意見について(資料1-1、1-2)
- (2) 議案第31号 教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案に関する 意見について (資料2)
- (3) 議案第32号 「練馬区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する 条例」の制定依頼について (資料3)

令和6年度教育関係予算案(補正第2号)に関する意見について

上記の議案を提出する。

令和6年11月26日

提出者 教育長 三 浦 康 彰

令和6年度教育関係予算案(補正第2号)に関する意見について

このことについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第29条の規定にもとづき、練馬区長から参考資料のとおり意見を求められたので、別紙のとおり回答する。

令和6年度教育関係予算案(補正第2号)に関する意見について

令和6年度教育関係予算案(補正第2号)について、当委員会として同意します。



6 練企財第 269 号 令和 6 年 11 月 22 日

練馬区教育委員会教育長 殿

練馬区長 前川 燿 男



令和6年度教育関係予算案(補正第2号)に関する意見聴取について

令和6年度教育関係予算案(補正第2号)について、地方教育行政の組織及び運営に 関する法律(昭和31年法律第162号)第29条の規定に基づき、下記のとおり貴委員会 の意見をお聴きします。

記

- 1 件名 令和6年度教育関係予算案(補正第2号)
- 2 歳入歳出予算の内容 別添「令和6年度教育関係予算案(補正第2号)について」のとおり
- 3 回答期限について 令和6年11月28日(木)までに、貴委員会の意見の提出をお願いいたします。

担当

練馬区 企画部 財政課 財政担当係

内線 5685 -6.11.22

令和6年度 教育関係予算案 (補正第2号)について

一般会計 (教育費・こども家庭費)

	款	補正前の額	補 正 額	補正後の額
教育関係予算	分担金及び負担金	944,956		944,956
	使用料及び手数料	736,916		736,916
	国庫支出金	20,969,275		20,969,275
	都支出金	15,726,977	65,954	15,792,931
	財産収入	47,506		47,506
	寄付金	500		500
	繰入金	3,779,000		3,779,000
	繰越金	102		102
	諸収入	103,943		103,943
	特別区債	3,642,000		3,642,000
計		45,951,175	65,954	46,017,129

【歳出】 単位:千円

款	項	補正前の額	補正額	補正後の額
10 教育費		41,887,649		41,887,649
	1 教育総務費	12,599,515		12,599,515
	2 小学校費	12,686,598		12,686,598
	3 中学校費	10,629,046		10,629,046
	4 幼稚園費	5,972,490		5,972,490
11 こども家庭費	1 こども家庭費	80,501,470	106,744	80,608,214
計		122,389,119	106,744	122,495,863

単位:千円

一般会計 歳出予算総額

補正前の額	補 正 額	補正後の額
328,148,896	218,939	328,367,835

予算案の内容

1 歳入

						単位:千円
款	項	目	事業名	補正前の額	補正額	補正後の額
都	支	出	金	15,726,977	65,954	15,792,931
	都	補具	助金	9,658,944	65,954	
		9	こども家庭費補助金	7,567,806	65,954	7,633,760
			1 保育所等物価高騰緊急対策事業費	0	65,954	65,954

2 歳出

						単位:千円
款	項	Ш	補正額	説	明	
11	こど	も家庭費	106,744			
	1 ;	こども家庭費	106,744			
		1 こども家庭 総務費	106,744	1 施設等運営支援臨時給付金経費 給付金		106,744 18

3 債務負担行為

単位:千円

		<u> </u>
事項	期間	限度額
債務負担行為合計		41,837
区立施設および区立小中学校の電気保安点検業務委 託(120施設)	令和7年度	41,837

令和 6年11月26日 教育委員会事務局

令和6年度教育関係予算案(補正第2号)について

教育関係予算案(補正第2号)における事業

(教育分野・子育て分野 共通事業)

(1) 施設等運営支援臨時給付金

106,744 千円

物価高騰に直面する私立幼稚園、保育所等の教育・子育て関連施設を対象に、負担軽減に向けた緊急対策として、食材料費および光熱費の高騰分にかかる給付金を支給する。 (令和6年10月~令和7年3月分)

(2) 自家用電気工作物保守点検業務委託【債務負担】

41,837 千円

当該委託事業について、例年委託している事業者から、令和7年度以降は受託できない 旨の申し出があった。他自治体も同様の対応が発生していることをふまえ、事業者(専門 職)を確保する観点から早期に契約事務を行うため、債務負担行為にて予算を計上する。

議案第31号

教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案に関す る意見について

上記の議案を提出する。

令和6年11月26日

提出者 教育長 三 浦 康 彰

教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案に関す る意見について

このことについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第29条の規定にもとづき、練馬区長から参考資料のとおり意見を求められたので、別紙のとおり回答する。

教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案に関する 意見について

「練馬区教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の 一部を改正する条例」および「練馬区行政委員会委員の報酬および費用弁償に 関する条例の一部を改正する条例」の条例議案について、当委員会として同意 します。

参考資料

6 練総総第 1034 号 令和 6 年 11 月 22 日

練馬区教育委員会教育長 殿

練馬区長 前 川 燿



教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の 議案に関する意見聴取について

令和6年練馬区議会第四回定例会提出予定議案として、下記の条例案を提出したいので、 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第29条の規定に基づ き、下記のとおり貴委員会の意見をお聴きします。

記

1 提出予定議案名

- (1) 練馬区教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例
- (2) 練馬区行政委員会委員の報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

2 改正理由

令和6年11月22日、練馬区特別職報酬等および議会政務活動費審議会(以下「報酬審議会」という。)から、区長、副区長および議員の給料月額等について、0.9%の改定を行うことが妥当であること、ならびに副区長以下の給料月額等については、区長の給料月額と各職との比率で定めることが妥当であるとの答申があり、ついては答申を尊重し、区長の給料月額等を答申どおりに改定する。

このことに伴い、従来、区長の給料月額との比率により定めてきた教育長および教育委員の給料月額等についても、同様に改定する。

また、報酬審議会の答申では、区長等の期末手当についても 0.2 月の改定を行うことが妥当であるとしており、教育長の期末手当についても、同様に改定する。



3 改正内容

(1) 教育長および教育委員の給料等の月額を、つぎのとおり改定する。

職名	現行額(月額)	改定後の額(月額)	現行と改定後の差
教育長	856, 500 円	864, 200 円	7,700円
教育委員	246, 700 円	248, 900 円	2, 200 円

(2) 教育長の期末手当の支給月数を、つぎのとおり改定する。

区分	現行の支給月数	改定後の支給月数	現行と改定後の差
6 月期	1.675月分	1.775月分	0.1月分
12 月 期	1.675月分	1.775月分	0.1月分
年間計	3. 35 月分	3. 55 月分	0.2月分

4 施行期日

- (1) 報酬月額等の改定【教育長・教育委員】 公布の日から施行し、令和6年12月1日から適用する。
- (2) 期末手当の支給月数の改定【教育長】
 - ア 令和6年度分 公布の日から施行し、令和6年12月1日から適用する。
 - イ 令和7年度以降分 令和7年4月1日から施行する。

5 回答について

令和6年11月26日(火)までに、貴委員会の意見の提出をお願いいたします。

6 添付書類

条例新旧対照表

【担当】総務課総務係 堀井 内線 5617



練馬区教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例新旧対照表(第 1条改正関係)

木以上因	レドノ	

現行

(給料)

第2条 教育長の給料は、月額856,500円 とする。

(期末手当)

第6条 期末手当の額は、つぎに掲げる額の合計額に100分の167.5を乗じて得た額とし、その支給方法、支給条件その他支給に関しては、給与条例の適用を受ける職員の例による。

(1)~(3) [略]

付 則 [略]

改正案

(給料)

第2条 教育長の給料は、月額<u>864,200円</u> とする。

(期末手当)

第6条 期末手当の額は、つぎに掲げる額の合計額に100分の187.5を乗じて得た額とし、その支給方法、支給条件その他支給に関しては、給与条例の適用を受ける職員の例による。

(1)~(3) [略]

付 則 [略]

付 則

(施行期日等)

- この条例は、公布の日から施行する。
 (後略)
- 2 第1条の規定による改正後の練馬区教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(次項において「改正後の条例」という。)の規定は、令和6年12月1日から適用する。

(期末手当の内払)

3 改正後の条例の規定を適用する場合に おいては、第1条の規定による改正前の 練馬区教育委員会教育長の給与、勤務時 間その他の勤務条件に関する条例の規定 に基づいて支給された期末手当は、改正 後の条例の規定による期末手当の内払と みなす。 練馬区教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例新旧対照表(第 2条改正関係)

2条以正舆体/	
現行	改正案
(期末手当)	(期末手当)
第6条 期末手当の額は、つぎに掲げる額 の合計額に100分の187.5を乗じて得た額 とし、その支給方法、支給条件その他支	第6条 期末手当の額は、つぎに掲げる額 の合計額に100分の177.5を乗じて得た額 とし、その支給方法、支給条件その他支
給に関しては、給与条例の適用を受ける 職員の例による。 (1)~(3) [略]	給に関しては、給与条例の適用を受ける 職員の例による。 (1)~(3) [略]
付 則 [略]	付則 [略] 付則 (施行期日等) 1 (前略) ただし、第2条の規定は、令 和7年4月1日から施行する。
	2・3 [略]

練馬区行政委員会委員の報酬および費用弁償に関する条例新旧対照表

			1		-1	<u></u>	
	現行				改正多	Ŕ	
本 則 [格]		. 4	片 則	[略]		
付 則 [日	咯]		作	寸 則	[略]		
			作	寸 則			
			_		公布のE	ヨから施行	TL. この
			この条例は、公布の日から施行し、この 条例による改正後の練馬区行政委員会委員				
							条例の規定
			は、分析	76年12	月1日ス	いら適用す	5.
別表(第2条、第	6条関係)		別表(第	第2条、	第6条	関係)	
種別 区分	報酬の額	旅費の額	種別	区分	報	酬の額	旅費の額
教育委 委員	月額 246,700	[略]	教育委	委員	月額	<u>248, 900</u>	[略]
員会	<u> </u>		員会		円		
選挙管 委員長	月額 308,900		選挙管	委員長	月額	311, 700	
理委員	<u> </u>		理委員		円		
会 委員	月額 246,700		会	委員	月額	248, 900	
F	<u> </u>				円		
[略]	[略]			[略]	[略]		
農業委 会長	月額 49,100		農業委	会長	月額	49, 500	
員会	<u> </u>		員会		円		
副会長	月額 <u>38,100</u>			副会長	月額	38, 400	
F	<u> </u>				円		
委員	- 月額 <u>30,100</u>			委員	月額	30, 400	
	 円				円		

ū **

議案第32号

「練馬区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」の制定依頼について

上記の議案を提出する。

令和6年11月26日

提出者 教育長 三 浦 康 彰

「練馬区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」の制定依頼について

このことについて、別紙のとおり制定を練馬区長あて依頼するものとする。

練馬区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

特別区人事委員会勧告(令和6年10月9日)等に基づき、区立幼稚園教育職員に 対する給与の改定を行う。

2 改正の内容

(1) 給料表の改定

公民較差分の解消を図るため、給料表の引上げ改定を行う。

(2) 期末手当および勤勉手当の改定(特別給全体の支給月数は別表のとおり) ア 令和6年度以降の期末手当および勤勉手当の年間支給月数を引き上げる。 令和6年度分

職員の区分		手当	6 月期	12月期	年間
一般職員	定年前再任用短時間 勤務職員以外の職員	期末手当	1.200月	1.300月	2.500月
		勤勉手当	1.125月	1.225月	2.350月
	定年前再任用短時間 勤務職員	期末手当	0.675月	0.725月	1.400月
		勤勉手当	0.550月	0.600月	1.150月
管理職員	定年前再任用短時間 勤務職員以外の職員	期末手当	1.025月	1.125月	2.150月
		勤勉手当	1.300月	1.400月	2.700月
	定年前再任用短時間 勤務職員	期末手当	0.5875月	0.6375月	1.225月
		勤勉手当	0.6375月	0.6875月	1.325月
会計年度任用職員		期末手当	1.200月	1.300月	2.500月
		勤勉手当	1.125月	1.225月	2.350月

イ 令和7年度以降の期末手当および勤勉手当の支給月数を6月期および12月期が均等となるように配分する。

令和7年度以降分

職員の区分		手当	6 月期	12月期	年間
一般職員	定年前再任用短時間 勤務職員以外の職員	期末手当	1.250月	1.250月	2.500月
		勤勉手当	1.175月	1.175月	2.350月

一般職員	定年前再任用短時間 勤務職員	期末手当	0.700月	0.700月	1.400月
		勤勉手当	0.575月	0.575月	1.150月
定年前再任用短時間		期末手当	1.075月	1.075月	2.150月
管理職員	勤務職員以外の職員	勤勉手当	1.350月	1.350月	2.700月
	定年前再任用短時間 勤務職員	期末手当	0.6125月	0.6125月	1.225月
		勤勉手当	0.6625月	0.6625月	1.325月
会計年度任用職員		期末手当	1.250月	1.250月	2.500月
		勤勉手当	1.175月	1.175月	2.350月

扶養手当の改正

配偶者またはパートナーシップ関係の相手方(以下「配偶者等」という。)に係る扶養手当を段階的に廃止するとともに、子に係る扶養手当の月額を段階的に引き上げる。

各年度における扶養手当の月額

年 度 扶養親族	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
配偶者等	6,000円	4,000円	2,000円	廃止
子	9,000円	9,500円	10,000円	10,500円

3 施行期日

(1) 給料表の改定

公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

(2) 期末手当および勤勉手当の改定

ア 令和6年度分

公布の日から施行し、令和6年12月1日から適用する。

イ 令和7年度以降分

令和7年4月1日から施行する。

(3)扶養手当の改定

令和7年4月1日から施行する。

現行

(期末手当)

第27条 「略]

- 2 期末手当の額は、職員の給与月額に 100分の120を乗じて得た額に、規則で定 める支給割合を乗じて得た額とする。た だし、第10条の規定に基づき管理職手当 の支給を受ける職員の期末手当の額は、 職員の給与月額に100分の102.5を乗じて 得た額に、規則で定める支給割合を乗じ て得た額とする。
- 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する 前項の規定の適用については、同項中 「100分の120」とあるのは「100分の 67.5」と、「100分の102.5」とあるのは 「100分の58.75」とする。

4 · 5 「略]

(勤勉手当)

第30条 [略]

- 2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に100分の112.5 (第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては100分の130)を乗じて得た額の総額を超えてはならない。
- 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する 前項の規定の適用については、同項中 「100分の112.5」とあるのは「100分の 55」と、「100分の130」とあるのは 「100分の63.75」とする。

4~6 [略]

付 則 [略]

改正案

(期末手当)

第27条 [略]

- 2 期末手当の額は、職員の給与月額に 100分の130を乗じて得た額に、規則で定 める支給割合を乗じて得た額とする。た だし、第10条の規定に基づき管理職手当 の支給を受ける職員の期末手当の額は、 職員の給与月額に100分の112.5を乗じて 得た額に、規則で定める支給割合を乗じ て得た額とする。
- 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する 前項の規定の適用については、同項中 「100分の130」とあるのは「100分の 72.5」と、「100分の112.5」とあるのは 「100分の63.75」とする。

4・5 [略]

(勤勉手当)

第30条 [略]

- 2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に100分の122.5(第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては100分の140)を乗じて得た額の総額を超えてはならない。
- 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する 前項の規定の適用については、同項中 「100分の122.5」とあるのは「100分の 60」と、「100分の140」とあるのは 「100分の68.75」とする。

4~6 [略]

付 則 [略]

<u>付 則</u>

(施行期日等)

- <u>1 この条例は、公布の日から施行する。</u> <u>(後略)</u>
- 2 第1条の規定(第27条第2項および第 3項ならびに第30条第2項および第3項 の改正規定を除く。)による改正後の練 馬区立幼稚園教育職員の給与に関する条 例(以下「第1条による改正後の条例」 という。)の規定は、令和6年4月1日 から適用する。
- 3 第1条の規定(第27条第2項および第 3項ならびに第30条第2項および第3項 の改正規定に限る。)による改正後の練 馬区立幼稚園教育職員の給与に関する条 例の規定は、令和6年12月1日から適用 する。
- <u>(令和6年4月1日から施行日の前日まで</u> <u>の間における異動者の号給)</u>
- 4 令和6年4月1日から第1条の規定の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までの間において、同条の規定による改正前の練馬区立幼稚園教育職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員およびその属する職務の級またはその受ける号給に異動のあった職員のうち、特別区人事委員会(以下「人事委員会」という。)の定める職員の第1条による改正後の条例の規定による当該適用または異動の日における号給は、人事委員会が定める。
- (施行日から令和7年3月31日までの間に おける異動者の号給の調整)
- 5 施行日から令和7年3月31日までの間 において、第1条による改正後の条例の 規定により、新たに給料表の適用を受け ることとなった職員およびその属する職

務の級またはその受ける号給に異動のあった職員の当該適用または異動の日における号給については、当該適用または異動について、まず改正前の条例の規定が適用され、次いで当該適用または異動の日から第1条による改正後の条例の規定が適用されるものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

6 第1条による改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、第1条による改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

7~9 [略]

(委任)

10 付則第4項から第6項までに定めるも ののほか、この条例の施行に関し必要な 事項は、人事委員会が定める。

別表第1 [略]

別表第1 [略]

現行

(扶養手当)

第11条 [略]

2 前項の扶養親族とは、つぎに掲げる者 2 前項の扶養親族とは、つぎに掲げる者 で他に生計の途がなく、主としてその職 員の扶養を受けているものをいう。

配偶者(届出をしないが事実上婚姻 関係と同様の事情にある者を含む。以 下同じ。) またはパートナーシップ関 係(双方またはいずれか一方が性的マ イノリティであり、互いを人生のパー トナーとして、相互の人権を尊重し、 日常の生活において継続的に協力し合 うことを約した二者間の関係その他の 婚姻関係に相当すると任命権者が認め る二者間の関係をいう。)の相手方

~ [略]

る扶養親族の区分に応じて、扶養親族1 人につき当該各号に掲げる額とする。

前項第1号および第3号から第6号 までに該当する扶養親族 6,000円

前項第2号に該当する扶養親族(以 下「扶養親族たる子」という。) <u>9,000円</u>

4 [略]

第12条 新たに職員となった者に扶養親族 がある場合または職員につぎの各号のい ずれかに該当する事実が生じた場合にお いては、その職員は、直ちにその旨を委 員会に届け出なければならない。

「略]

扶養親族たる要件を欠くに至った者 がある場合(扶養親族たる子または前 条第2項第3号もしくは第5号に該当 する扶養親族が、満22歳に達した日以

改正案

(扶養手当)

第11条 [略]

で他に生計の途がなく、主としてその職 員の扶養を受けているものをいう。

「削る]

~ [略]

3 扶養手当の月額は、つぎの各号に掲げ 3 扶養手当の月額は、つぎの各号に掲げ る扶養親族の区分に応じて、扶養親族1 人につき当該各号に掲げる額とする。

> ____前項第1号に該当する扶養親族(以 下「扶養親族たる子」という。) 10,500円

前項第2号から第5号までに該当す る扶養親族 6,000円

4 [略]

第12条 新たに職員となった者に扶養親族 がある場合または職員につぎの各号のい ずれかに該当する事実が生じた場合にお いては、その職員は、直ちにその旨を委 員会に届け出なければならない。

「略]

扶養親族たる要件を欠くに至った者 がある場合(扶養親族たる子または前 条第2項第2号もしくは第4号に該当 する扶養親族が、満22歳に達した日以

後の最初の3月31日の経過により、扶 養親族たる要件を欠くに至った場合を 除く。)

2~4 [略]

(期末手当)

第27条 [略]

- 100分の130を乗じて得た額に、規則で定 める支給割合を乗じて得た額とする。た だし、第10条の規定に基づき管理職手当 の支給を受ける職員の期末手当の額は、 職員の給与月額に100分の112.5を乗じて 得た額に、規則で定める支給割合を乗じ て得た額とする。
- 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する 前項の規定の適用については、同項中 「100分の130」とあるのは「100分の 72.5」と、「100分の112.5」とあるのは 「100分の63.75」とする。

4 · 5 [略]

(勤勉手当)

第30条 「略]

- 2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎 額に、勤務成績に応じて規則で定める支 給割合を乗じて得た額とする。この場合 において、委員会が支給する勤勉手当の 額の総額は、前項の職員の給与月額に 100分の122.5 (第10条の規定に基づき管 理職手当の支給を受ける職員にあっては 100分の140)を乗じて得た額の総額を超 えてはならない。
- 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する 前項の規定の適用については、同項中 「100分の122.5」とあるのは「100分の <u>60</u>」と、「<u>100分の14</u>0」とあるのは 「100分の68.75」とする。

後の最初の3月31日の経過により、扶 養親族たる要件を欠くに至った場合を 除く。)

2~4 [略]

(期末手当)

第27条 「略]

- 2 期末手当の額は、職員の給与月額に 2 期末手当の額は、職員の給与月額に 100分の125を乗じて得た額に、規則で定 める支給割合を乗じて得た額とする。た だし、第10条の規定に基づき管理職手当 の支給を受ける職員の期末手当の額は、 職員の給与月額に100分の107.5を乗じて 得た額に、規則で定める支給割合を乗じ て得た額とする。
 - 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する 前項の規定の適用については、同項中 「100分<u>の125</u>」とあるのは「<u>100分の</u> <u>70</u>」と、「<u>100分の107.5</u>」とあるのは 「100分の61.25」とする。

4・5 [略]

(勤勉手当)

第30条 「略]

- 2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎 額に、勤務成績に応じて規則で定める支 給割合を乗じて得た額とする。この場合 において、委員会が支給する勤勉手当の 額の総額は、前項の職員の給与月額に 100分の117.5 (第10条の規定に基づき管 理職手当の支給を受ける職員にあっては 100分の135)を乗じて得た額の総額を超 えてはならない。
- 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する 前項の規定の適用については、同項中 「100分の117.5」とあるのは「100分の <u>57.5</u>」と、「<u>100分の1</u>35」とあるのは 「100分の66.25」とする。

4~6 [略]

付 則 [略]

4~6 [略]

付 則 [略]

付 則

(施行期日等)

1 (前略)ただし、第2条および付則第 7項から第9項までの規定は、令和7年 4月1日から施行する。

2~6 [略]

(扶養手当に関する特例措置)

- 7 令和7年4月1日から令和8年3月31 日までの間における第2条の規定による 改正後の練馬区立幼稚園教育職員の給与 に関する条例(以下「第2条による改正 後の条例」という。)第11条第3項の規 定の適用については、同項第1号中 「10,500円」とあるのは、「9,500円」 とする。
- 8 令和8年4月1日から令和9年3月31 日までの間における第2条による改正後 の条例第11条第3項の規定の適用につい ては、同項第1号中「10,500円」とある のは、「10,000円」とする。
- 9 令和7年4月1日から令和9年3月31 日までの間において、第2条の規定による改正前の練馬区立幼稚園教育職員の給与に関する条例第11条第2項第1号に規定する配偶者またはパートナーシップ関係の相手方を扶養する職員については、第2条による改正後の条例第11条第2項および第3項の規定にかかわらず、当該職員に対し、つぎの各号に掲げる年度に限り、当該各号に定める月額の扶養手当を支給するものとする。

<u>令和7年度 4,000円</u> 令和8年度 2,000円

10 「略]